

— 朝霞市学校給食献立作成における食物アレルギー対応の基本方針 —

朝霞市における食物アレルギー対応は、安全性を最優先とし、施設設備や人員等を鑑み、無理な、そして過度に複雑な対応を行わないという国の指針に基づき可能な範囲で食物アレルギー対応を行っているところである。

しかしながら、食物アレルギーのある児童生徒数は年々増加傾向にあることから、食物アレルギーのある児童生徒でも他の子供たちと同様の給食を食することができる給食献立の作成を目標として、学校給食センター及び自校式における献立作成時の基本方針（以下「献立作成時の基本方針」という。）を定める。

1. 献立作成時

- ①献立作成時には、できる限り1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。
- ②献立ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、誤表示や記入漏れのないようにする。
- ③そば、落花生、アーモンド、カシューナッツ、くるみ、キウイフルーツ、びわなど重篤度の高い原因食材は、学校給食には使用しない。
- ④発症例が多い原因物質が使用されていることがわかる献立名を献立表に表示するように努める。

2. 規格作成・物資選定時

加工食品の規格作成、物資選定時には、食物アレルギー対応可能な食品については、原材料として原因物質の少ない食品、添加物として原因物質が使用されていない食品を選定するなどの対応を考慮するなど、食物アレルギーに配慮して作成選定する。

3. 献立内容の決定

献立内容については、栄養教諭、学校栄養職員をはじめ、学校給食センター所長、給食調理主任等と連携を図り、意見等を反映させた献立を作成する。

4. その他

- ①自校式給食では除去食対応（原則除去可能食品：卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）を基本とするが、センター式給食、自校式給食ともに原則として代替品の提供は行わない。
ただし、「朝霞市学校給食食物アレルギー対応における米飯代替提供事業」に基づく米飯提供は実施できるものとする。
- ②献立作成時の基本方針は情勢等に応じて定期的に見直すこととする。

最終改定 令和4年5月1日

朝霞市学校給食食物アレルギー対応における米飯代替提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー疾患を有するため、学校給食で提供される主食であるパン類又は麺類を食することができない児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、その代替として米飯の提供を実施するために学校給食食物アレルギー対応における米飯代替提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童等)

第2条 事業の対象となる者は、児童等が在学する学校に医師の診断による学校生活管理指導表を提出し、小麦、卵、乳等の食物アレルギー疾患を有するため学校給食で提供されるパン類、麺類を食することができない児童等とする。

(学校長からの依頼)

第3条 事業の実施に当たり、学校長は朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し児童等への調理場での対応を朝霞市米飯代替提供実施依頼書（様式第1号）により依頼するものとする。

(実施の申請)

第4条 米飯の代替提供の申請を希望する児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、朝霞市米飯代替提供申請書（様式第2号）を毎年度、教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請書には、パン類又は麺類を食することができない起因となる食物アレルギー疾患が明記された医師の診断書、意見書又は学校生活管理指導表の写しを添付しなければならない。

(実施の決定等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の申請を受理した時は、内容を審査するとともに第3条に規定による依頼に基づき児童等が在籍する学校長と協議後、事業内容について決定し、その旨を朝霞市米飯代替提供決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項で決定した児童等について、児童等が在籍する学校長へ朝霞市米飯代替提供学校別児童等一覧（様式第4号）により通知するものとする。

(米飯代替の提供等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による決定を受けた申請者に対し、毎月の学校給食提供前までに、米飯提供用献立表（様式第5号）を提供するものとする。

2 申請者は、前項で提供された米飯提供用献立表（様式第5号）に必要事項を記載後、教育委員会へ送付するものとする。

3 教育委員会は、前条第1項に規定する決定を受けた申請者の児童等に対し、同条第2項の米飯提供希望日に児童等が在籍する学校の学校給食においてパン類又は麺類の代替として米飯を提供するものとする。

4 代替で提供する米飯の費用は、別途徴収しない。

(提供の中止又は変更)

第7条 事業の対象外となるなどの理由で米飯提供の中止を希望する申請者は、朝霞市米飯代替提供中止届（様式第6号）を事前に教育委員会へ提出しなければならない。

2 申請者は、米飯提供日の変更があった場合には、速やかに教育委員会へ連絡しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

様式第1号

朝霞市米飯代替提供実施依頼書

年 月 日

朝霞市教育委員会 宛
(給食センター所長 宛)

朝霞市立朝霞第 _____ 学校
学校長 _____

食物アレルギー疾患を有するため、学校給食において提供される主食であるパン類、麺類の代替として提供される米飯の提供事業実施に際し、実施希望のある本校児童等の保護者より申請がある場合には、協議後、各給食センターで対応していただきますようお願いいたします。

朝霞市教育委員会 宛

食物アレルギー疾患を有するため、学校給食において提供される主食であるパン類、麺類の代替として米飯の提供を申請します。

記

【 年度分】

住 所	
保護者名	印
ふりがな	
児童生徒名	
学校名等	朝霞市立朝霞第 小・中 学校 年 組
電話番号	
<p>*学校における本事業の食物アレルギー対応として活用するため、提出書類及び関係書類の内容を教育委員会と学校教職員で共有することに同意しますか。</p> <p style="text-align: center;">1 同意する 2 同意しない</p>	

*米飯代替を希望される場合は、毎年度申請書の提出が必要となります。

*米飯の提供変更又は中止する場合は、朝霞市米飯代替提供変更（中止）届（様式第6号）の提出が必要となります。

【添付書類】

- ・パン類、麺類を食べることができない起因となる食物アレルギー疾患が明記された「医師の診断書」又は「意見書」又は「学校生活管理指導表の写し」

朝霞市米飯代替提供決定通知書

年 月 日

様

朝霞市教育委員会

食物アレルギー疾患を有するため、 年度、学校給食において提供される主食であるパン類、麺類の代替として米飯の提供を下記のとおり決定したので通知します。

記

【 年度分】

住 所	
保護者名	
児童生徒名	
学校名等	朝霞市立朝霞第 学校 年 組

*米飯代替を希望される場合は、毎年度申請書の提出が必要となります。

*米飯の提供変更又は中止する場合は、朝霞市米飯代替提供変更（中止）届（様式第6号）の提出が必要となります。

様式第4号

朝霞市米飯代替提供学校別児童等一覧

年 月 日

朝霞市立朝霞第 学校長 様

朝霞市教育委員会

年度、朝霞市立朝霞第 学校の米飯代替提供を受ける者を下記のとおり決定したので通知します。

記

【 年度分】

学年・組	氏 名
年 組	
年 組	
年 組	
年 組	
年 組	
年 組	

【添付書類】

- ・米飯提供献立表の写し

朝霞市米飯代替提供中止届

年 月 日

朝霞市教育委員会 宛

保護者名 _____ 印

下記のとおり、学校給食において提供される主食であるパン類、麺類の代替として米飯提供の中止をお願いします。

記

【 年度分】

住 所	
ふりがな	
児童生徒名	
学校名等	朝霞市立朝霞第 学校 年 組
中止の理由	
中止年月日	年 月 日
備 考	

朝霞市学校給食食物アレルギー等を有する児童生徒の学校給食費の還付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー等を有するため、学校給食で提供される給食の1食全部又は一部を食することができない児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、保護者の学校給食費（以下「給食費」という。）負担の軽減を図るため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(還付対象者)

第2条 給食費の還付対象者は、朝霞市学校給食費徴収規則（令和2年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条第1項第3号に該当する児童等の保護者で、児童等が在学する学校に医師の診断による学校生活管理指導表等を提出したものであるものとする。

(還付額の算定)

第3条 給食費の還付額は、食物アレルギー等により食しなかった次に掲げる献立ごとに、別に定める単価の合計額とする。ただし、1食全部を食しなかった場合については、規則第8条に規定する1食当たりの額とし、第5号に規定する牛乳については、別に定める学校給食費における飲用牛乳の取扱基準によるものとする。

- (1) 主食（米飯、麺類及びパン類）
- (2) 汁物
- (3) 主菜
- (4) 副菜
- (5) 牛乳

2 献立の一部を除去して食した場合は、還付の対象としない。

(供給停止の申請)

第4条 学校給食の1食全部又は一部の献立の供給停止を受けようとする児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、学校長に対し、供給停止を受けようとする日の属する月の前月の末日までに、食物アレルギー等による給食一部停止申出書（様式第1号）により申し出なければならない。

2 学校長は、前項の規定による申出があった場合、速やかに食物アレルギー等による給食一部停止届（様式第2号）に給食を停止する日及び献立を記入し、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

(還付額の算定及び還付時期)

第5条 還付額は、食物アレルギー等による給食一部停止届に記載された一部停止の献立に、第8条の単価を用いて算定した額とする。

2 還付の時期は、3学期の給食終了後とする。ただし、年度途中で転出等により除籍になった場合は、この限りでない。

(還付方法)

第6条 教育委員会は、決定した還付額を食物アレルギー等による給食一部停止に係る還付額決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 還付方法については、あらかじめ申出のあった申請者の金融機関口座に振り込むものとする。

(除外)

第7条 第2条から前条までの規定にかかわらず、還付対象者が給食費を滞納しているときは、還付の対象としない。ただし、当該年度中に滞納している給食費の全額の納付があった場合は、還付の対象とする。

(献立毎の単価)

第8条 献立ごとの単価は、前年度の複数月の平均額により小学校、中学校ごとに算定する（1食全部以外の単価

は、小数点以下を切り捨てて算定する。) ものとし、その額については、年度ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第85号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第134号)

朝霞第 学校長 様

食物アレルギー等による給食一部停止申出書

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
停 止 理 由		

食物アレルギー等により給食の全部又は一部の停止を願います。

保護者氏名 _____

※申請日以降の事前に連絡のあった日の給食の全部又は一部を停止します。

※この申出は、年度ごとに必要となります。

第 号
年 月 日

様

朝霞市教育委員会

食物アレルギー等による給食一部停止に係る還付金額決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童・生徒	学校名	
	年	
	氏名	
還付額	円	
還付方法	指定された金融機関の口座に振り込みます。	

※学校給食費に未納がある場合は、還付できません。

学校給食費における飲用牛乳の取扱基準

(趣旨)

第1条 アレルギー性疾患等の理由により、学校給食における飲用牛乳（以下「牛乳」という。）を摂取することが困難な者、又は、牛乳のみ摂取可能な者に対し、保護者等の学校給食費（以下「給食費」という。）負担の軽減を図るため、これに関する手続及び算定方法、納付及び還付等について必要な事項を定めるものとする。

(還付対象者)

第2条 牛乳を摂取することが困難な者で給食費の還付を受けることができる対象者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とし、学校長の判断により適当と認められる場合とする。ただし、就学援助費の対象期間は除くものとする。

- (1) アレルギー性疾患等により、牛乳を摂取することが困難な者
- (2) 牛乳を摂取することにより、体に変調を来す者
- (3) その他の理由により、牛乳を摂取することが困難な者

(供給停止の申請)

第3条 学校給食の牛乳供給停止を受けようとする者の保護者等は、学校長に対し、事前に「牛乳供給停止申出書」（様式第1号）により申し出なければならない。

- 2 学校長は、前項の申出があった場合、速やかに「牛乳供給停止届」（様式第2号）に牛乳を停止した日を記入し、教育長へ提出しなければならない。
- 3 前項における「牛乳供給停止届」の提出は、年度ごとに行うものとする。

(供給停止の取消申請)

第4条 給食の牛乳供給停止を受けている者が第2条各号のいずれかの要件に該当しなくなった場合、又は異動により除籍若しくは市内の他校に転校となった場合、学校長は「牛乳供給停止取消届」（様式第3号）を教育長へ速やかに提出しなければならない。

- 2 前項の「市内の他校に転校となった場合」に該当する場合は、新たに転入先において、学校長に対し申請しなければならない。

(還付金額の算定)

第5条 還付金額については、長期欠席による欠食回数を除き、月ごとに次の計算式により算定した額を合計した額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

$$\text{牛乳供給単価} \times \text{牛乳供給停止回数} \times \text{消費税} = \text{還付金額}$$

(還付時期)

第6条 還付の時期には、3学期の給食終了後とする。ただし、年度途中で第4条の届出があった場合は、還付金額が確定した後とする。

- 2 牛乳供給停止を受けている者に給食費の未納があった場合は、納入を確認した後に還付するものとする。ただし、保護者等の希望がある場合は、給食費から還付金額を差し引いて納付させることができるものとする。

(還付方法)

第7条 教育長は、決定した還付額を「牛乳供給停止に係る還付金額決定通知書」（様式第4号）により、保護者等に通知し、還付するものとする。

- 2 還付方法は、あらかじめ申出のあった保護者等の金融機関口座に振り込むものとする。

(供給の申請)

第8条 学校給食の牛乳のみを摂取しようとする者の保護者等は、学校長に対し、事前に「牛乳供給申出書」（様式第5号）により申し出なければならない。

- 2 学校長は、前項の申請があった場合、速やかに「牛乳供給届」（様式第6号）に牛乳摂取開始日を記入し、教

育長へ提出しなければならない。

3 前項における「牛乳供給届」の提出は、年度ごとに行うものとする。

(供給の取消申請)

第9条 学校給食の牛乳のみを受けている者がこれに該当しなくなった場合、又は異動により除籍若しくは市内の他校に転校となった場合、学校長は「牛乳供給取消届」(様式第7号)を教育長へ速やかに提出しなければならない。

2 前項の「市内の他校に転校となった場合」に該当する場合は、新たに転入先において、学校長に対し申請しなければならない。

(牛乳金額の算定)

第10条 牛乳金額については、該当期間に提供した牛乳単価の合計金額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

牛乳供給単価×牛乳供給回数×消費税=納入金額

(納入時期)

第11条 牛乳代金は、各学期末に当該学期分を納入するものとする。ただし、年度途中で第9条の届出があった場合は、納入金額が確定した後とする。

(納入方法)

第12条 教育長は、「牛乳供給に係る納入金額決定通知書」(様式第8号)により、保護者等に通知するものとする。

2 納入方法については、同封の「学校給食費納入通知書」(朝霞市指定様式)により納入するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成31年2月25日要領第2号)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

朝霞第 学校長 様

牛乳供給停止申出書

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
停止日	年 月 日	

学校給食における飲用牛乳（コーヒー牛乳を含む）の供給を停止願います。

保護者氏名 _____

※申請日以降の牛乳供給を停止いたします。

※この申し出は年度ごとに必要となります。

朝霞市教育委員会教育長 宛

朝霞第 学校長

牛乳供給停止届

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
停止期間	年 月 日から3学期の給食終了日まで	

【学校給食課処理欄】

管理コード	No.	還付金額決定通知	年 月 日
給食費納入状況	年 月分まで納入済	還付請求書受理	年 月 日
還付金額	円	還付年月日	年 月 日

(内訳)	200ml	250ml	その他		(内訳)	200ml	250ml	その他	
	停止日数	停止日数	停止日数	単価		停止日数	停止日数	停止日数	単価
4月					11月				
5月					12月				
6月					1月				
7月					2月				
9月					3月				
10月					合計				—

年 月 日

朝霞市教育委員会教育長 宛

朝霞第 学校長

牛乳供給停止取消届

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
停止取消日 (供給開始日)	年 月 日	

【学校給食課処理欄】

管理コード	No.
-------	-----

様

朝霞市教育委員会教育長

牛乳供給停止に係る還付金額決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童・生徒	学校名	
	年	
	氏名	
還付金額	円（ 回分）	
還付方法	指定された金融機関の口座に振り込みます。	

※上記、決定金額は見込み金額のため、長期欠席等により変更となる場合があります。

※学校給食費に未納がある場合は還付できません。

朝霞第 学校長 様

牛乳供給申出書

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
供給日	年 月 日	

学校給食において飲用牛乳（コーヒー牛乳含む）のみを供給願います。

保護者氏名 _____

※申請日以降の牛乳供給といたします。

※この申し出は年度ごとに必要となります。

朝霞市教育委員会教育長 宛

朝霞第 学校長

牛乳供給届

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	

【学校給食課処理欄】

一学期

管理コード	No.	納入金額決定通知	年 月 日
牛乳代金納付金額		納入通知書送付日	年 月 日

二学期

管理コード	No.	納入金額決定通知	年 月 日
牛乳代金納付金額		納入通知書送付日	年 月 日

三学期

管理コード	No.	納入金額決定通知	年 月 日
牛乳代金納付金額		納入通知書送付日	年 月 日

(内訳)	200ml	250ml	その他		(内訳)	200ml	250ml	その他	
	供給日数	供給日数	供給日数	単価		供給日数	供給日数	停止日数	単価
4月					11月				
5月					12月				
6月					1月				
7月					2月				
9月					3月				
10月					合計				—

年 月 日

朝霞市教育委員会教育長 宛

朝霞第 学校長

牛乳供給取消届

対 象 者	年・組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
取消日	年 月 日	

【学校給食課処理欄】

管理コード	No.
-------	-----

〒
朝霞市

様

朝霞市教育委員会教育長

牛乳供給に係る納入金額決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。なお、「学校給食費納入通知書」を同封しましたので、市役所出納室、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、内間木支所及び納付書に記載されている金融機関で納入してください。

記

児童・生徒	学校名	
	年	
	氏名	
納付金額	円 (学期分)	